

### 【提案項目】

生活交通確保の取組を円滑に進めるため、平成23年度に創設された地域公共交通確保維持改善事業補助制度について、地域の実情や意向に配慮した運用を行うとともに、補助限度額の引上げなど制度の充実を図ること。

### 【提案理由等】

平成14年2月1日に、道路運送法改正法が施行され、乗合バス需給調整規制が廃止されたことにより、バス輸送サービスの向上が期待される一方で、一部地域においては、不採算路線の廃止が進み、地域住民の日常生活を支える重要な公共交通機関の確保が必要になっている。

平成23年度から、国は地域公共交通確保維持改善事業補助制度の運用を開始したが、地方自治体による円滑な生活交通確保の取組に支障を来さないよう、地域の実情や意向に配慮し、補助事務に係る事務負担の軽減を図るとともに、補助要件の柔軟な運用を行うことが必要である。

また、地方自治体や交通事業者の負担を軽減するため、補助限度額の引上げを行うとともに、1日当たりの運行回数や輸送量などの補助要件を緩和し、国庫補助対象範囲を拡大するなど、制度の充実を図る必要がある。